

賃貸借契約書

山形県庄内総合支庁長 ○○ ○○ (以下「発注者」という。)と ○○株式会社 代表取締役 ○○ ○ (以下「受注者」という。)とは、受注者所有のブックスキャナ (以下「賃貸物件」という。)の賃貸借及び保守に関し、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 この契約は、受注者所有の賃貸物件を発注者の使用に供するとともに、適切な操作方法の指導、保守点検について定め、賃貸物件の常時正常な状態での稼働を達成することを目的とする。

(契約対象物件及び設置場所)

第2条 契約対象物件及び設置場所は次のとおりとする。

契約対象物件 ○○

設置場所 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1

山形県庄内総合支庁3階 建築課 執務室

(契約期間)

第3条 契約期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(賃貸借料)

第4条 賃貸借料は次のとおりとする。

契約年度	年 額	うち消費税及び地方消費税
令和8年度	¥0, 000円-	¥000円-
令和9年度	¥0, 000円-	¥000円-
令和10年度	¥0, 000円-	¥000円-
令和11年度	¥0, 000円-	¥000円-
令和12年度	¥0, 000円-	¥000円-
契約総額	¥00, 000円-	¥0, 000円-

(賃貸借料の請求)

第5条 受注者は賃貸借料の請求に当たっては、使用の翌月に賃貸借料の月額¥0, 000円を発注者に請求するものとする。

(賃貸借料の支払)

第6条 発注者は受注者から前条の請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を支払わなければならない。

(賃貸物件の保守及び指導)

第7条 発注者は賃貸物件が故障したとき又は修理が必要なときは、速やかに受注者に連絡するものとする。

- 2 受注者は前項の連絡を受けたときは、速やかに技術員を設置場所に派遣するなど、賃貸物件の正常な状態への回復に対して適切に対応しなければならない。但し、前項の連絡が受注者の休日又は営業時間外のときは、その翌日の営業時間にこれを行うことができる。

(設置場所の変更)

第8条 発注者は第2条に定める設置場所を変更するときは、あらかじめ受注者に通知し、受注者の承認を受けるものとする。

- 2 前項の承認があった場合であっても、賃貸物件の移動は受注者がこれを実施するものとする。

(損害賠償)

第9条 受注者は発注者の故意又は重大な過失によって生じた賃貸物件の故障及び損害に対して修理費又は損害賠償を請求できるものとする。

(守秘義務)

第10条 受注者は、保守点検の実施に当たって知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らしたり、他の目的に使用してはならない。

(賃貸物件の返還)

第11条 発注者はこの契約が終了したときは、速やかに賃貸物件を受注者に返還しなければならない。

(契約保証金)

第12条 契約総額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(契約の解除)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
- (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
- (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。
- 3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。
- 4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。
- 5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。
- 6 月の途中で契約解除する場合は賃貸借料を日割り計算によって算定するものとする。

(予算事由による契約の解除)

- 第14条 発注者は、翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。

(疑義の決定)

- 第15条 この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者、受注者協議の上これを決定するものとする。

(遅延利息)

- 第16条 受注者は、発注者の責に帰する理由により前条の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100

円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者とが記名捺印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1
山形県庄内総合支庁長 ○○ ○○

受注者 ○○
○○株式会社
代表取締役 ○○

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報

報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制 09-2_設備修繕契約書<作成例1>.docx

及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。